

平成23年度 第1回 高松市美しいまちづくり審議会 資料
～ 高松市景観計画の策定状況について ～

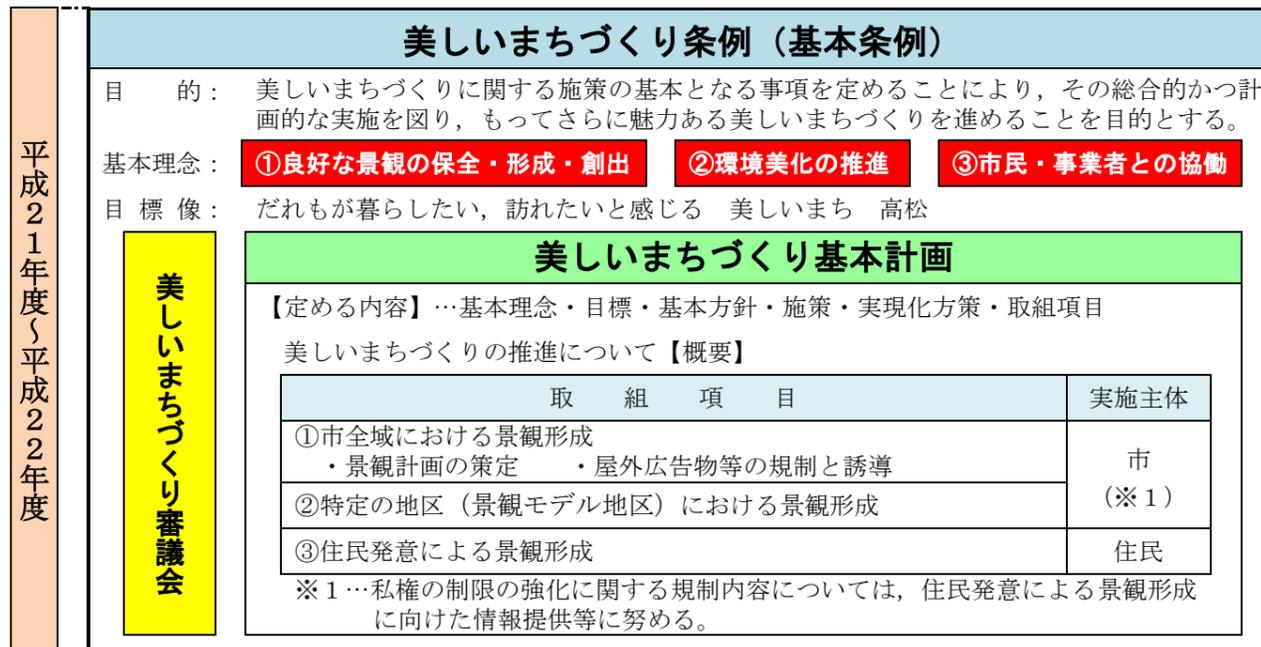


目 次	
第1章 景観計画の位置づけと構成	1
第2章 景観計画における規制・誘導の内容	2
第3章 高松市景観計画（概要）	3
第4章 今後のスケジュール	5

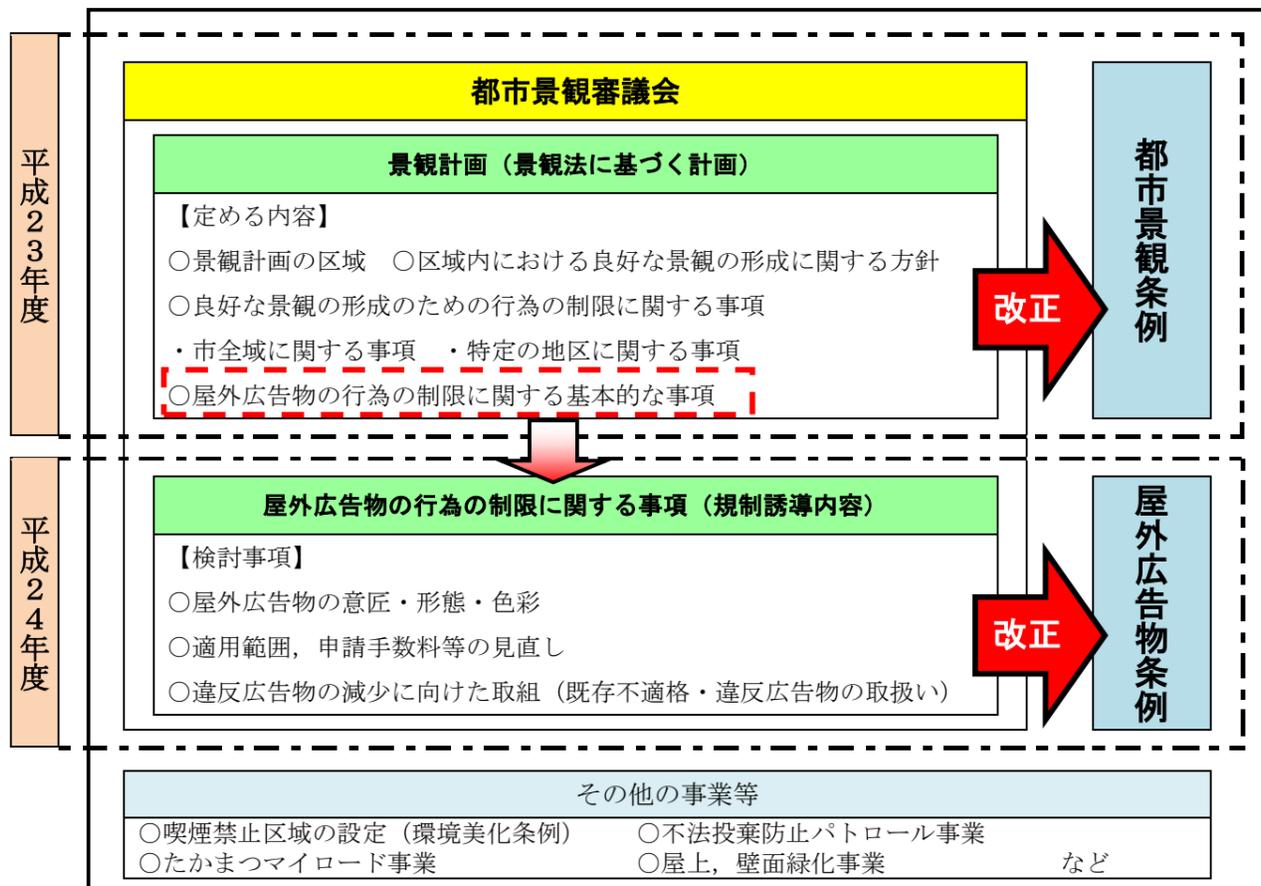
平成23年 11月10日(木)
高 松 市

第1章 景観計画の位置づけと構成

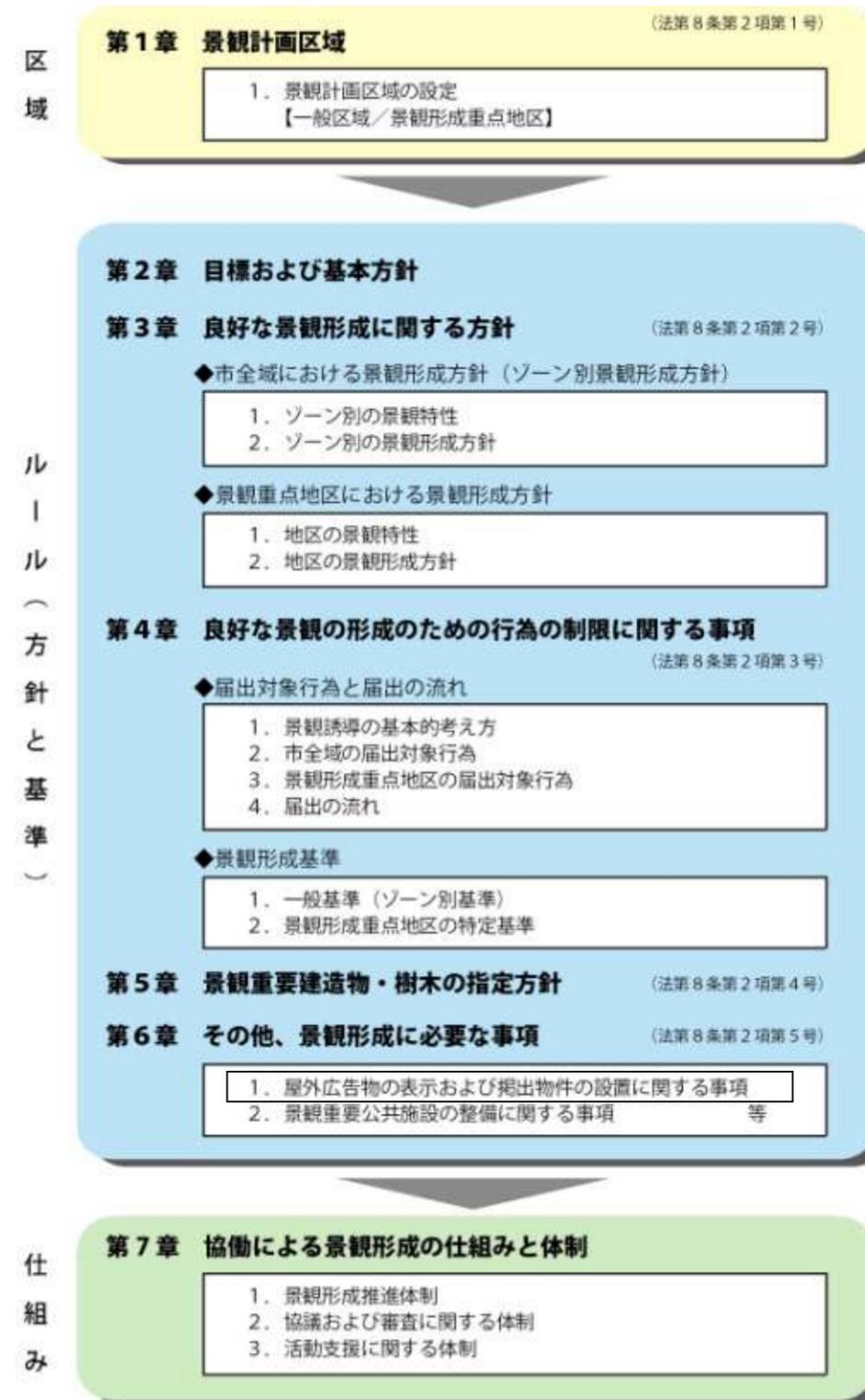
■美しいまちづくり条例に基づく施策体系図について



基本計画に定める目標を推進するための方策



■景観計画の構成



第2章 景観計画における規制・誘導の内容

市全域における景観形成

現行の規制・誘導内容

都市景観条例（自主条例）

◆「市全域（特定の地区を除く）」

- 【規制内容】 意匠・形態・デザイン
- 【規制方法】 指導・助言
- 【対象規模】 市内一律の届出基準
(建築物) 高さ20m, 延べ面積3,000㎡を超えるもの
- 【誘導基準】 一般留意事項, 景観類型別留意事項(景観要素, 景観域)

景観形成のポイント

- 1 都市計画制度と連携したゾーンごとの届出対象行為規模の見直し
- 2 市全域における定量的な色彩誘導基準の導入
- 3 景観特性に応じたゾーン別景観形成方針の設定

改正内容（案）

高松市景観計画：都市景観条例（景観法に基づく条例）

◆「市全域（景観形成重点地区を除く）」

- 【規制内容】 意匠・形態・デザイン・色彩
- 【規制方法】 指導・助言・**勧告・変更命令（一部）**
- 【対象規模】 **景観ゾーン別に設定（都市計画制度と連携）**
 - 市街地景観ゾーン
 - 田園居住景観ゾーン
 - 山地・丘陵地景観ゾーン
 - 海・島しょ景観ゾーン
 - 瀬戸内海景観ゾーン
- 【誘導基準】 **景観ゾーン別に設定**

特定の地区における景観形成

都市景観条例（自主条例）

◆「栗林公園周辺地区」

- 【規制内容】 意匠・形態・デザイン・色彩
- 【規制方法】 指導・助言
- 【対象規模】 市全域と同一基準
- 【形成方針】 地区特性を踏まえて設定

◆「仏生山歴史街道都市景観形成地区」

- 【規制内容】 意匠・形態・デザイン
- 【規制方法】 指導・助言
- 【対象規模】 地区内の全ての行為
- 【形成方針】 地区特性を踏まえて設定
※基準適合物件に対する助成制度あり

栗林公園周辺

- 1 栗林公園内からの眺望景観の保全
- 2 栗林公園と調和した屋外広告物の規制誘導
- 3 住民発意による栗林公園と調和した周辺環境の形成

仏生山歴史街道

- 1 歴史性を感じられる歴史街道景観の形成
- 2 歴史街道にふさわしい屋外広告物の規制誘導
- 3 歴史街道にふさわしい道路景観への誘導

都市軸沿道（11・193号等）

- 1 届出対象行為規模の拡大
- 2 きめ細やかな色彩誘導基準の導入
- 3 緑豊かで潤いのある沿道景観の誘導
- 4 都市軸にふさわしい屋外広告物の誘導

高松市景観計画：都市景観条例（景観法に基づく条例）

◆「栗林公園周辺景観形成重点地区」

- 【規制内容】 意匠・形態・デザイン・色彩
- 【規制方法】 指導・助言・**勧告・変更命令（一部）**
- 【対象規模】 **地区特性を踏まえて設定**
- 【誘導基準】 地区特性を踏まえて設定

◆「仏生山歴史街道景観形成重点地区」 ※助成制度は継続

- 【規制内容】 意匠・形態・デザイン・色彩
- 【規制方法】 指導・助言・**勧告・変更命令（一部）**
- 【対象規模】 地区内の全ての行為
- 【誘導基準】 地区特性を踏まえて設定

◆「都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区」

- 【規制内容】 意匠・形態・デザイン・色彩
- 【規制方法】 指導・助言・**勧告・変更命令（一部）**
- 【対象規模】 **地区特性を踏まえて設定**
- 【誘導基準】 **地区特性を踏まえて設定**

屋外広告物の行為の制限に関する事項

屋外広告物条例

- 【規制内容】 設置位置・高さ・面積
- 【対象地域】 主要幹線道路周辺等
- 【規制基準】 対象地域別に許可基準を設定

- 1 規制対象地域の見直し
- 2 地域特性に応じた許可基準（高さ・表示面積）の見直し
- 3 色彩誘導基準の導入
- 4 既存不適格広告物の現行条例への適合促進
⇒適合に向けた補助制度の設立（景観モデル地区で先行的に導入）
- 5 違反広告物の減少に向けた取組強化

高松市景観計画：都市景観条例（景観法に基づく条例）

◆景観計画では規制内容に対する基本的な事項を設定 ※具体的な規制・誘導内容については、次年度検討予定

高松市屋外広告物条例（改正）

- 【規制内容】 設置位置・高さ・面積（規模再設定）・色彩
- 【対象地域】 **市全域（景観計画区域）**
- 【規制基準】 対象地域別に許可基準を設定（基準再設定）
- 【その他】 **既存不適格, 違反広告物の取組強化**

都市景観条例（改正）

【高松市景観計画】

屋外広告物に関する規制内容

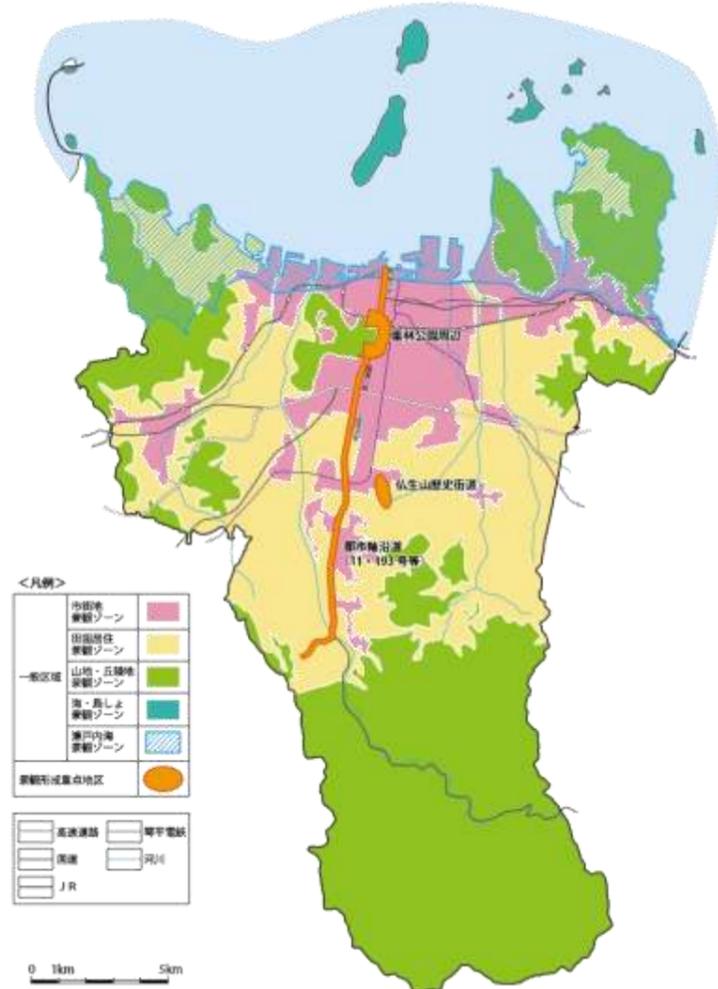
基本的な事項

屋外広告物条例（改正）

第3章 高松市景観計画（概要）

1 市全域（一般区域）における届出対象行為および景観形成基準（改正ポイント）

■位置図（一般区域，景観形成重点地区）



地区区分 (現行の都市景観条例)	届出対象行為				景観形成基準
	建築物	工作物	広告物	開発行為	
市全域	■高さ > 20 m ■延べ面積 > 3,000 m ²	■高さ > 20 m	■高さ > 10 m ■表示面積 > 100 m ²		<input type="checkbox"/> 市内一律の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：なし

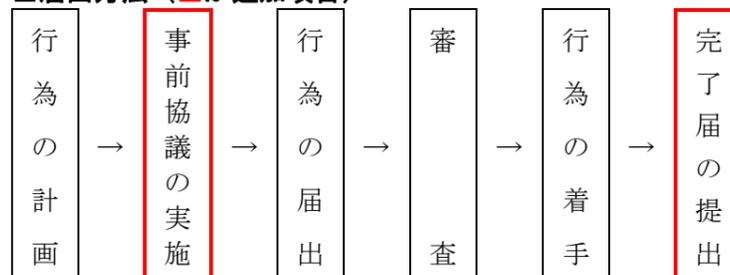
景観法に基づく景観計画の策定および条例改正後

地域区分（ゾーン区分） 用途地域等	届出対象行為（景観形成重点地区を除く。）				景観形成基準									
	建築物	工作物	広告物	開発行為										
市街地（商業・工業系） 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	■高さ > 20 m ■延べ面積 > 3,000 m ² 【変更なし】	■高さ > 10 m	広告物については、掲出物件の設置を伴う場合は、工作物として、審査実施。 ※それ以外の部分については、屋外広告物条例で審査対象とする。	■区域面積 > 3,000 m ²	<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>6以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </table>	色相	彩度	明度	Y, YR, R	6以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度												
Y, YR, R	6以下	—												
その他	2以下	—												
市街地（住宅系） 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種・準住居地域	■高さ > 10 m ■延べ面積 > 1,000 m ²				<input type="checkbox"/> 景観ゾーン別の形成基準設定 <input type="checkbox"/> 色彩基準：あり <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </table>	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—
色相	彩度	明度												
Y, YR, R	4以下	—												
その他	2以下	—												
田園居住 用途白地地域の区域 都市計画区域外														
山地・丘陵地 用途白地地域の区域 都市計画区域外														
海・島しょ 都市計画区域外														

■規制方法（景観法に基づく景観計画の策定）

現行	条例改正後
<input type="checkbox"/> 指導・助言	<input type="checkbox"/> 指導・助言 <input type="checkbox"/> 勧告 <input type="checkbox"/> 変更命令（一部） <input type="checkbox"/> 氏名公表

■届出方法（□が追加項目）



瀬戸内海景観ゾーン

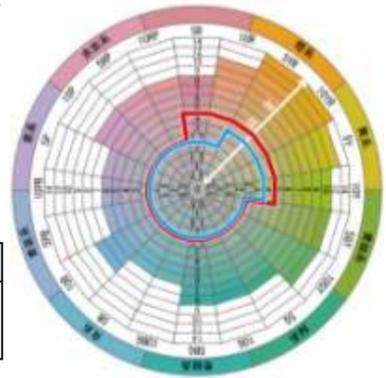
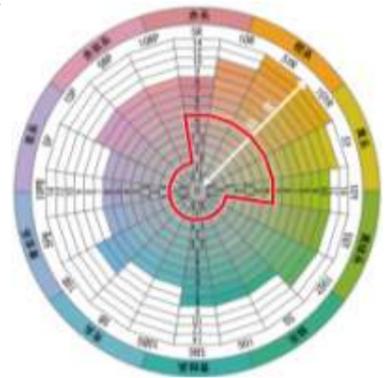
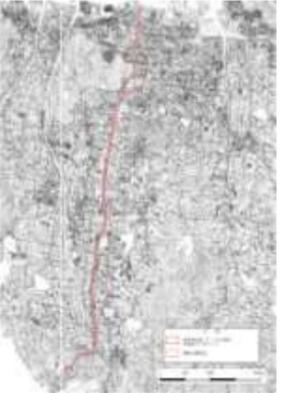
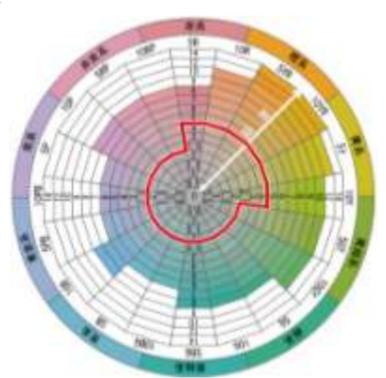
□届出対象行為
市街地，田園居住，山地・丘陵地で定める行為

□景観形成基準
瀬戸内海への眺望に配慮する形成基準を設定

■適用除外となる行為等について

- ・一戸建ての専用住宅として建築されるものは届出対象行為から除外。
- ・建築物の外壁各面の20%までは，アクセント色として色彩基準外の色彩の使用が可能。

2 景観形成重点地区における届出対象行為および景観形成基準（改正ポイント）

地域区分	規制・誘導方針	届出対象行為			景観形成基準																		
		建築物	工作物	開発行為																			
栗林公園周辺地区 【範囲】 栗林公園周辺から500mの範囲 	□ 栗林公園の眺望景観の保全から公園の緑と調和した周辺の景観形成に向けた規制・誘導の実施。 □ 栗林公園内の眺望地点から望見される建築物等については、 <u>勧告の実施。</u>	■ 高さ > 10m ■ 延べ面積 > 500㎡ ※一戸建ての専用住宅は適用除外。（市全域と同一）	■ 高さ > 10m 【市全域と同一基準】	■ 区域面積 > 3,000㎡ 【市全域と同一基準】	□ 景観形成重点地区別の形成基準設定 □ 色彩基準：あり ■ 色彩基準1 <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </table> ■ 色彩基準2（望見される場合） <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR</td><td>3以下</td><td>4以上</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>7以下</td></tr> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—	色相	彩度	明度	Y, YR	3以下	4以上	その他	2以下	7以下
色相	彩度	明度																					
Y, YR, R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					
色相	彩度	明度																					
Y, YR	3以下	4以上																					
その他	2以下	7以下																					
仏生山歴史街道 【範囲】 歴史街道に隣接する範囲 	□ 連続性のある歴史街道景観の保存・形成の実施。 □ 適合物件に対する補助制度は継続 □ 歴史街道（県道岩崎高松線）における、 <u>無電柱化に向け、景観法に基づき、『景観協議会』の設置を検討。</u>	■ 高さ 全ての行為 ■ 延べ面積 全ての行為	■ 高さ 全ての行為 【変更なし】	■ 区域面積 全ての行為 【変更なし】	□ 景観形成重点地区別の形成基準設定 □ 色彩基準：あり <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1以下</td><td>—</td></tr> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	1以下	—									
色相	彩度	明度																					
Y, YR, R	4以下	—																					
その他	1以下	—																					
都市軸沿道（11・193号等） 【範囲】 サポート高松から高松空港までの道路端から30mの範囲 	□ 高松を印象づける緑豊かな沿道景観の形成に向けた規制・誘導の実施。 ・都市軸からのセットバックによる公開空地の確保 ・緑化の推進 ・屋外広告物の誘導	■ 高さ > 10m ■ 延べ面積 > 500㎡ ※一戸建ての専用住宅は適用除外。（市全域と同一）	■ 高さ > 10m 【市全域と同一基準】	■ 区域面積 > 3,000㎡ 【市全域と同一基準】	□ 景観形成重点地区別の形成基準設定 □ 色彩基準：あり <table border="1"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr> <tr><td>Y, YR, R</td><td>4以下</td><td>—</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2以下</td><td>—</td></tr> </table> 	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—									
色相	彩度	明度																					
Y, YR, R	4以下	—																					
その他	2以下	—																					

3 屋外広告物に関する基本的な事項（具体の規制・誘導内容については、次年度検討。）

1 規制対象地域の見直し 建築物等と一体的に規制・誘導の実施を検討	2 屋外広告物の色彩誘導基準の検討 建築物等に対する色彩基準併せ、屋外広告物の基準を検討	3 地域特性に応じた許可基準の見直し 景観ゾーン、景観形成重点地区別に許可基準の設定を検討
4 既存不適格広告物への適合促進 既存不適格広告物の適合促進に向けた補助制度等を検討	5 違反広告物の減少に向けた取組強化 建築物等に対する行為の制限と一体的な景観形成に向けた取組強化の実施を検討	

第4章 今後のスケジュール

